

# やまがた中小企業 第2号

令和5年度

第2号



安房 毅会長

坂部 登議長

山形県産業労働部長 我妻 悟氏

山形県議会議長 森田 廣氏

商工中金山形支店長 山下千尋氏

本会は、6月14日(水)山形市「ホテルメトロポリタン山形」において令和5年度通常総会を開催しました。はじめに安房毅会長が挨拶した後、ご来賓を代表し、山形県知事 吉村美栄子氏(代理産業労働部長 我妻悟氏)、山形県議会議長 森田廣氏、商工中金山形支店長 山下千尋氏がご祝辞を述べされました。

議長には坂部登副会長(協同組合山形流通団地理事長)を選出し、令和4年度事業報告・収支決算、令和5年度事業計画・収支予算、定款の一部変更等について審議し、全議案が原案どおり可決決定しました。今年度は、新たな3カ年計画活動方針・行動計画の基本目標を「連携組織による中小企業・小規模事業者の持続的発展と変化へのチャレンジを支援する」と定め、「既存組合の活性化支援」「新規組合設立の促進」「中小企業・小規模事業者の経営基盤強化」「中央会の支援機能向上」を重点項目に掲げ、関係事業を積極的に展開して参ります。

令和5年度通常総会を開催 ······	1
令和5年度事業計画の要旨 ······	2~4
[新規事業] 地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業の概要 ······	5
特集“中小企業組合の新たな可能性” 山形大学人文社会科学部 准教授 吉原 元子氏 ······	6~7
県振連通常総会を開催／青年中央会通常総会を開催 ······	8
インボイスセミナーを開催／中小企業団体全国大会の参加者を募集 ······	9
取引力強化推進事業第2次公募のご案内／諸制度改正(専門家派遣)事業の活用 ······	10
人材活用ガイドラインセミナー(人材確保支援事業)のご案内／新規採用職員の紹介 ······	11
公益財団法人産業雇用安定センター山形事務所／中退共制度 ······	12

# [ 令和5年度 事業計画の要旨 ]

1

## 既存組合の活性化支援

### 1. 環境変化に対応する取組みへの支援

巡回・窓口相談を通じ組合役員及び事務局の方々からお話を伺い、組合の現状把握と組合・組合員のニーズ把握に努め、本会が実施している既存事業の改善を検討するとともに、組合事業の活性化、組合求心力の強化、BCP等抱えている課題について組合と一緒に考えて考える伴走型支援を行って参ります。

特に、IT・AI等デジタル技術等が進展し、新しい分野への対応が求められる中、組合のデジタル化への対応を引き続き支援し、業務運営の効率化と組合機能の拡充を推進して参ります。

さらに、既存事業である「組織化集中指導事業」による研修会を通じた専門知識の習得、「組合機能強化支援事業」による組合の新たな事業展開や新分野進出等の活性化策の支援、「中小企業人財育成事業」による組合や組合員企業を支える人材の育成支援を行って参ります。

### 2. 情報提供機能の強化

セミナー等を通じて、法改正への対応、組合事務局のスキルアップ、組合員の後継者及び若手経営者の確保・育成、デジタル人財の育成等の時宜にかなった情報提供を行い、組合の将来を担う人財の育成を支援して参ります。

また、組合運営や組合員企業の経営に役立つ情報等を調査・収集し、HP・機関誌・ちゅうおうかい通信等により、必要な情報をタイムリーに分かりやすく提供して参ります。

### 3. 組合青年部の活性化支援

組合青年部は次代を担う重要な存在であるため、組合青年部役員の方々からお話を伺い、現状把握を徹底するとともに、本会との連携強化を図ることで、組合青年部の活性化を支援して参ります。



## 2

# 新規組合設立の促進

## 1. 新たな組合設立支援

中小企業が新規事業へ取り組むに当たっては、中小企業組合を通じて他企業との連携により外部経営資源を活用することが有効です。また、地域経済の活性化を進める上で、経営資源の相互補完による課題への対応等のニーズは依然として高いものがあります。

このため本会は、中小企業組合が持つメリット、地域経済に果たす役割と重要性について、市町村や関係団体等へさらに普及活動を行い、組合設立の働きかけを強化するとともに、新たな組織化の促進を図って参ります。

個人が創業する手段として活用できる企業組合についても、協同組合の設立促進と同様にさらに普及を図ります。株式会社が加入できることや事業に従事する組合員は社会保険に加入できることなどの制度の特色について積極的なPR活動を行い、県内における創業、個人事業主や任意グループの法人化の潜在ニーズ発掘に努め、新規創業の増加及び地域の雇用創出に結びつけて参ります。

また、事業の存立基盤が揺らいでいる過疎地域において「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づく「特定地域づくり事業協同組合」の組成に向け、市町村や関係団体等との連携を強化し、SDGsを見据えた持続可能な地域づくりを担う新たな組合の設立を促進して参ります。

## 2. 連携組織支援に対する強化

組合設立事例の収集、支援ノウハウの蓄積と有効活用により、新たな組合設立に結び付けて参ります。また、NPO、社団法人、財団法人、LLP、LLC、労働者協同組合など、中小企業組合以外の連携組織が増加していることから、他の制度の情報収集にも努め適切な相談対応等を行って参ります。



## 3

# 地域中小企業の経営基盤強化

## 1. 中小企業・小規模事業者への更なる支援

県内の中小企業・小規模事業者が、事業環境変化へ対応するため、国の生産性革命推進事業や県の補助事業への取組みを支援するとともに、その他施策への取り組み支援や情報提供を行って参ります。

特に国の「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」については、山形県地域事務局として補助金申請の審査や補助金採択者への検査等の事務を行い、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善により生産性を向上させるための設備投資等を支援して参ります。

また、中小企業・小規模事業者及び組合の経営リスク軽減と福利厚生の拡充を図るため、本会が実施するビジネス総合保険制度や業務災害補償制度等の普及のほか、国が推進している倒産防止共済、中小企業退職金共済等の共済事業も併せて加入を促進して参ります。

## 2. 雇用・労働関係事業の推進

本県においては少子高齢化が進展しており、また若者の県外流出も続いている。山形県が活力ある地域として存在感を發揮していくためには、人材の県内定着が必要不可欠であり、受皿である地域の産業を振興し雇用を創出していくことが求められています。そのため、雇用・労働関係事業を推進し、山形県の地方創生に貢献して参ります。

若者の職業意識の醸成やキャリア教育、就職支援及び若年者の職場定着等の推進を図るため、雇用・労働対策面における施策としての「若者就職支援センター事業」を受託し、山形県と協調しながら若者の雇用・労働対策事業を推進して参ります。

また、企業におけるワークライフバランス及び女性の活用を促進するため、山形県より「女性活躍・就労支援事業」を受託し、女性を雇用する企業の発掘及び職場環境の改善、制度の周知・広報を行って参ります。



## 4

## 中央会の支援機能向上

### 1. 職員の資質向上

今後の中小企業組合や中小企業・小規模事業者支援においては、現在の経営資源を分析し、課題解決や新たな事業の仕組みを構築するため、内部の経営資源の組み合わせや外部機関及び専門家との連携をサポートするコーディネート機能が求められています。

このような状況に対応するため、OJTやリスキリング等により本会職員の事業提案力の強化、ITスキルの向上、情報発信力の向上に取り組み、中央会の組織体制と支援機能の強化を図って参ります。

本会においては、近年若手職員の増加により経験値の向上が必要となっており、職員のスキルアップを図るため、階層別職員の育成、職員知的資産の強化・活用とノウハウ承継のため職員勉強会を実施して参ります。

### 2. 中央会のデジタル化推進

本会としてもインボイスや電子帳簿保存法等に対応し、業務効率化のため各種デジタルツールの導入に向けて検討を行うとともに、本会で培ったノウハウを提供し、組合にもデジタル化の推進や活用を促して参ります。

# 地域中小企業・小規模事業者の 人材確保支援等事業の概要

東北地域においては、少子高齢化を背景とした生産年齢人口の減少や若者を中心とした首都圏等への人口流出が継続しており、地域や業種により状況は異なるものの、中小企業等の人材の確保は引き続き主要な経営課題となっています。

本会では、地域中小企業の人材確保等の支援事業を経済産業省東北経済産業局から事業を受託(岩手県中央会からの再委託)しており、東北6県の中央会とコンソーシアムを形成し、中小企業の人材確保、育成、定着にかかる総合的な支援事業を実施します。

本年度のテーマとしては、①人材戦略、②人材確保、③人材育成、④魅力的な職場づくりの4項目が挙げられており、中小企業庁が策定した「人材活用ガイドライン」の普及のためのセミナーを全8回程度開催するほか、セミナー参加企業の具体的な人材に関する経営課題解決のため、継続的な専門家派遣等を通じた伴走型支援として、個社支援を事業の中核に位置付け事業を開展します。

また、経営課題解決に資する中核人材採用マッチングイベントや、社会的な課題である就職氷河期世代を対象としたマッチングイベントも開催し、多様な人材の活用促進を図るなど、中小企業の人材確保等を総合的に支援するものです。

なお詳細は本会連携支援部までお問い合わせください。

## <主な事業実施内容>

### 1. 人材活用ガイドライン普及事業(オンライン・セミナー8回／7月下旬～10月上旬)

中小企業の人材の採用、育成、定着に関する経営課題を見つめなおす機会として、4つのテーマ(①人材戦略の策定／②人材確保／③人材育成・リスキリング／④魅力的な職場づくり(組織開発))を設定の上、人材活用ガイドライン普及セミナーを開催し、人材面の経営課題解決に必要な知識、ノウハウの提供により、中小企業の人材活用力の基盤整備を支援します。

#### ①人材戦略の策定に関するセミナー…2回

数合わせ採用からの脱却、経営者、後継者のための人材経営戦略策定の仕方など

#### ②人材確保に関するセミナー…2回

自社に本当に必要な中核人材を明確化し、採用を成功させる方法など

#### ③人材育成・リスキリングに関するセミナー…2回

人材育成の基本(コーチング、メンタリング、コミュニケーション、ロジカルシンキング、アンガーマネジメント他)など

#### ④魅力的な職場づくり(組織開発)に関するセミナー…2回

人材が活躍できるWell-beingな職場環境づくりと「心理的安全性」の確立、従業員満足・エンゲージメント向上対策とハラスメント防止対策など

### 2. 個社支援(東北6県で、42社以上を支援予定)

人材活用ガイドライン・セミナー参加企業を対象に、『①人材戦略』『②人材確保』『③人材育成』『④魅力的な職場づくり』のいずれかに取り組む中小企業を募集(原則、先着順)し、金融機関等と連携しながら複数回にわたる専門家派遣を通じた伴走型支援により人材活用上の経営課題解決を支援します。

### 3. 中核人材等とのマッチング支援

各県の労働局やハローワーク、ジョブカフェ、移住定住支援機関、プロフェッショナル人材戦略拠点等との連携によるマッチングイベント(集合型、個別型)を開催し、人材の採用検討段階からの個社支援とフォローアップまでのシームレスな人材確保支援を通じて、中核人材の採用活動を支援します。

### 4. 就職氷河期世代とのマッチング支援

就職氷河期世代の求人ニーズが高い「未経験採用」の正社員求人開拓を行うとともに、各県の労働局やハローワーク、ジョブカフェ、若者サポートステーション等と連携したマッチングイベント(集合型、個別型)を開催し、面談から選考へのフェーズ移行支援やフォローアップを行い就職氷河期世代の中小企業への正社員採用を促進します。

# 中小企業組合の新たな可能性

## 第2回 多様な連携組織における中小企業組合の特徴

山形大学 人文社会科学部  
准教授 吉原 元子氏



### はじめに

1999年の中小企業基本法改正を機に、中小企業の組織化の意義は、個々の中小企業がもつ異質な経営資源の組み合わせによるイノベーション促進へと移行してきた。同時に、組織化のための組織形態は、従来から存在する中小企業組合だけではなく、任意グループ、特定非営利活動法人(NPO)、一般社団法人など多様化が進んでいる。

中小企業による組織化の形態が多様化する中で、中小企業組合という形態が選択されるためには、「他とは異なる中小企業組合の特徴は何なのか」を改めて明らかにする必要がある。中小企業組合制度には、事業協同組合、企業組合、商工組合等の各種組合が存在するが、今回は中小企業組合の中で全組合数の約8割を占める事業協同組合に絞って、その特徴と課題を考えてみたい。

### 1.事業協同組合の主な特徴

#### ①共同事業を自由かつ任意に選択できる

事業協同組合は、「相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うことにより、経営上の諸問題を解決し、経営の近代化・合理化や経済的地位の改善・向上を目的とする組合」である(全国中小企業団体中央会2021、p.14)。

中小企業等協同組合法(中協法)によると、事業協同組合が行うことができる事業は以下である。

- ①生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同事業
- ②組合員に対する事業資金の貸付け(手形の割引を含む)及び組合員のためにするその借入れ
- ③組合員の福利厚生に関する事業
- ④組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業
- ⑤組合員の新たな事業の分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓に関する事業
- ⑥組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

中協法では、組合が行うことのできる事業を例示しているが、限定しているわけではなく、組合はその組合が達成しようとする目的に合わせて、共同事業を自由かつ任意に選択することができる。同業者が結集し、業界全体の改善向上を目指すことを目的とする商工組合とは異なり、事業協同組合はあくまで構成する組合員の経営改善をはかるための組織だからである。また、定款の規定によって組合員資格を満たす事業者であれば、誰でも組合設立や組合加入が可能である。

#### ②協同組合原則に基づく運営

事業協同組合は、協同組合原則に基づいて運営される。中協法第5条では、4項目の基準(①相互扶助目的、②加入・脱退の自由、③議決権・選挙権の平等、④剰余金配当の基準)と2項目の原則(⑤組合員への奉仕の原則、⑥政治的中立の原則)が規定されている。

前述したように、組合はその目的に合わせて、共同事業を自由かつ任意に選択することができ、組合が運営できる事業の範囲は広いが、協同組合原則によってその範囲が制約される。

主に事業を制約するのは、⑤組合員への奉仕の原則である。組合は、組合員の利益を増大させるために組合員へ奉仕することが目的であり、奉仕は出資への配当よりも事業によって行われる。すなわち、組合が行う事業はなんらかの形で組合員を相手方としなければならない(百瀬1989)。いうまでもなく組合自体の利益追求をするものではなく、特定の組合員の利益のみを目的として事業を行ってはならない。組合員外の利用には制限がある。

ここでいう組合員の利益とは、主に経済的利益を指す。中協法に「経営の近代化・合理化や経済的地位の改善・向上」とあることからも、中小企業組合が組合員に提供することが期待されてきた機能は、経営上の諸問題を解決するための手段である。中小企業組合に関する先行研究においても、中小企業組合の機能は主に経済的メリットの追求であることが述べられてきた。

### ③法人格を有する

さらに、中小企業組合の特徴は、法人格を有することである。組合員全員が出資し、出資の限度で責任を負う有限責任制をとり、法的な責任を明確にしている。組合の設立、管理、解散及び清算について会社法の規定を準用し、社会的事業体として組合の運営が行われる。事業協同組合であれば、組合員資格業種を所管する大臣(国)または都道府県知事の認可によって設立される。

事業協同組合は長期継続を前提とした運営体制となっており、対外的な信用も得られるため、多少リスクがある共同事業や他機関との連携活動にも取り組むことが可能である。このことが任意グループと異なる点である。つまり、中小企業組合は永続を前提とする組織構造と構成主体をもち、加入・脱退の自由があるとはいえ、メンバーが頻繁に変更されることはなく、固い結束のもとで事業を行うことができるという特徴がある。なお、組合員以外を対象として事業を拡大したい等のニーズが生まれた場合、事業協同組合・企業組合・協業組合から株式会社への組織変更も可能である。

## 2.事業協同組合の特徴が生み出す限界

中小企業組合が追求するものは規模の経済から、経営資源の組み合わせによる範囲の経済を実現するものへと重点が移ってきたが、中小企業組合が提供しようとする基本的な機能に大きな変化はみられない。

つまり、中小企業組合は「組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、経済的地位の向上を図ること」(百瀬1989、p.19)が目的であり、固い構造を有する組織が、協同組合原則に基づいて、組合員の経済的メリットの追求を行うことが、中小企業組合の特徴であり続けている。

この特徴から、組合事業は原則として、組合員全員にとって経済的利益をもたらすものが選択されることになる。しかし、中小企業を取り巻く経済社会環境が大きく変化し、中小企業の経営志向やニーズが多様化する中で、組合員全員が一致するニーズを見つけ出すことは同業種組合であっても困難となり、結果として共同事業が停滞することが問題となっている。商工組合中央金庫・商工総合研究所(2020)の実態調査によると、事業協同組合が共同事業を推進するうえでの主要な問題点として、「共同事業の利用が一部組合員に偏っている」「共同事業利用率が低下している」「魅力ある共同事業が見つからない」ことがあげられている。

## 3.組合員にとって真に必要なメリットとは何か?

中小企業組合において、組合員全員にとって直接に効果をもたらす事業を選定することは困難になりつつある。前掲の実態調査によると、共同事業推進上の問題点への対策として、「定期的に会合を持ち、組合員間の意思疎通を図る」があげられる一方、「特別な対策はない」がもっとも多い。組合員のニーズを丁寧に汲みとることがもっとも重要なことはもちろんだが、そもそも「組合員が組合事業を通して直接獲得できる経済的メリットは何か」という視点でのニーズ探索に限界があることを示唆している。

組合事業を通して組合員が獲得できるメリットを考えるとき、狭い意味での経済的利益にとどまらず、組合員にとって真に必要なメリットは何か、それを実現するために組合によってのみ行える事業は何かという視点が求められている。次回は、組合事業を見直すためのヒントとして、地域社会と中小企業組合との関わりについて考えていきたい。

### 【参考文献】

全国中小企業団体中央会(2021)『2021-2022中小企業組合ガイドブック』

百瀬恵夫(1989)『中小企業組合の理念と活性化』白桃書房

商工組合中央金庫・商工総合研究所(2020)「組合実態調査報告書」『商工金融』2020年7月号、p.45-96

## 山形県商店街振興組合連合会 令和5年度通常総会を開催

山形県商店街振興組合連合会（松倉公一理事長）は、6月6日（火）山形市「山形七日町ワシントンホテル」において令和5年度通常総会を開催しました。

はじめに、松倉理事長（七日町商店街振興組合）が挨拶した後、ご来賓を代表し山形県産業労働部次長岡崎正彦氏がご祝辞を述べられました。その後審議に入り、全議案が原案どおり可決決定しました。

通常総会終了後は、講師として株式会社楽市白河 取締役 古川直文氏をお招きし、「楽市白河W字回復の歩み」をテーマとした講習会を開催しました。講習会では、株式会社楽市白河のまちづくりへの取り組みや、過去の経営危機を乗り越えたこれまでの歩み、今後の展望等について講師より講演がありました。講習会終了後は、参加商店街の活動状況について情報交換を行いました。



## 山形県中小企業青年中央会 令和5年度通常総会を開催



山形県中小企業青年中央会（渡辺真一会長）は、6月22日（木）山形市「ホテルメトロポリタン山形」において令和5年度通常総会を開催しました。

はじめに、渡辺会長（山形県漬物協同組合青年会）が挨拶した後、ご来賓を代表し山形県産業労働部商業振興・経営支援課課長補佐平澤久美子氏がご祝辞を述べられました。その後審議に入り、全議案が原案どおり可決決定しました。また、役員の補充があり理事に小泉貴靖氏（山形県屋外広告美術協同組合青年部）、芳賀諭氏（山形県板金工業青年部会）、塩野大輔氏（山形電気工事協同組合青年部会）、富岡宏一郎氏（七日町商店街青年会）が就任しました。

通常総会終了後は、講師として有限会社壽屋 代表取締役 横尾友栄氏をお招きし、「会社経営の難しさと楽しさ－事業を継続していくには－」をテーマとした研修会を開催しました。

## インボイス制度導入に向けた実務セミナーを開催

本会は、6月28日（水）山形市「霞城セントラル」において「組合及び組合員のためのインボイス制度導入の実務ポイント」と題し、今年10月より開始される消費税インボイス制度に関するセミナーをZOOMでの配信も併用したハイブリッド形式で開催しました。当日は、会場・WEB合わせて48名の会員組合及びその組合員企業の皆様が参加しました。



講師として奥山享税理士事務所 所長 税理士 奥山享 氏をお招きし、インボイス登録に当たっての留意点、インボイス（適格請求書）の記載事項、簡易課税でインボイス登録した際の留意点、インボイス登録の取り下げ・取消など、制度の概要や実務上のポイントについて解説がありました。

## 第75回中小企業団体全国大会宮城大会の参加者を募集

例年開催されております中小企業団体全国大会が、今年度は宮城県が会場となります。

今大会は全国の中小企業団体の代表2,000名が一堂に会し、全国約3万組合等の意見を総意としてとりまとめ、内外に表明するとともに政府等に中小企業の実情と振興策を訴え、中小企業の持続的な成長と豊かな社会の実現を図ることを目的とするものです。

つきましては、本県からも多数の参加者を募りますので、ご協力賜りますようご案内いたします。



# 「取引力強化推進事業」 第2次公募のご案内

中小企業・小規模事業者の連携による取引力強化推進を図るために実施する共同販売・宣伝、組合の事業紹介等のための組合が行う取組みに対して助成を行うもので、現在第2次公募を行っております。

## 『補助対象となり得る事例のイメージ』

- ・販促用チラシの作成、配布
- ・商品パッケージ(包装)の改良
- ・ネット販売システムの構築
- ・組合の事業紹介等のホームページ作成
- ・市場調査
- など

**【補助対象者】**構成員の1／2以上が小規模事業者である組合及び企業組合等

※小規模事業者とは

常時使用する従業員の数が20人以下(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人以下)の会社および個人

**【対象組合数】**2組合程度

**【補助金額及び補助率】**補助金額:10万円以上15万円以内(税抜)／補助率:補助対象経費の2／3

※予算の範囲での採択となるため申請額より交付決定額が減額される場合があります。

**【補助対象経費】**謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷費、会場借上料、雑役務費、通信運搬費、委託費

**【公募期間】**令和5年7月19日(水)～9月1日(金)

※当事業の詳細や活用を希望される際は、本会連携支援部までお問い合わせください。

## 諸制度改正(専門家派遣)事業の活用

令和5年施行予定の主な法改正は、以下の通りです。

①労働基準法改正

②育児・介護休業法改正

③民法改正

④不動産登記法改正

⑤相続土地国庫帰属法施行

⑥食品表示基準改正

⑦個人情報保護法改正

⑧道路交通法改正

⑨消費者契約法改正

⑩消費者裁判手続特例法改正

⑪電気通信事業法改正

⑫消費税法改正

組合に関連する法改正が多く含まれています。その他、電子帳簿保存法、働き方改革への対応、BCP・事業継続力強化計画の策定、各業界に関わる法改正も当事業で対応可能です。上記のような法改正に関する研修会やセミナーを開催する場合には、諸制度改正(専門家派遣)事業を活用できますので、本会連携支援部までお問い合わせください。

# 人材活用ガイドラインセミナー (人材確保支援事業)のご案内

日 時	令和5年8月7日(月) 14:00~16:30
場 所	オンラインツールを活用したWEB配信形式
テ マ	中小企業庁策定「人材活用ガイドライン」の積極活用について
講 師	東北経済産業局 産業人材政策室
テ マ	就職氷河期ならぬ、採用氷河期時代の中小企業の組織戦略 ～VUCA時代を切り拓く、進化する組織をつくる方法～
講 師	株式会社クオリティ・オブ・ライフ 代表取締役 原 正紀 氏

日 時	令和5年8月24日(木) 14:00~16:30
場 所	オンラインツールを活用したWEB配信形式
テ マ	アフターコロナ時代の若者の就職活動の動向
講 師	岩手県立大学高等教育推進センター 学生支援本部 准教授 高瀬和実 氏
テ マ	習って慣れる!! ～採用活動の基本をマスターするセミナー～
講 師	オフィス イグニッション 代表 内海由香 氏

## 新規採用職員の紹介



ひら し みづ  
総務部 主事 平清水 尚子

なお こ

7月から採用となりました平清水尚子です。これまで、仙台と福島で2年間ずつ及び東京で7年間働き、本年6月末に地元である山形に11年ぶりに戻ってきたところです。まだまだ慣れないことがたくさんありますが、これまでの経験を活かし、仕事を通して地域に貢献できるようにがんばりたいと思います。  
どうぞよろしくお願ひいたします。

# 人材確保・再就職・出向をサポート

約500人のコンサルタントが全国対応。利用料・紹介料無料

産業雇用安定センターとは  
人材を送り出す企業と人材を受け入れる企業との間で様々な  
人材マッチングを支援している公的機関です。

約24万人の  
実績

## サービスのラインナップ

- 1 会社都合で離職される従業員の再就職支援**  
人手不足や事業拡大で人材を確保したい

マッチング

事業所閉鎖・事業縮小や早期退職募集を検討している

- 2 「キャリア人材バンク」で高齢者の再就職支援**  
能力・技術を有するシニアの雇用を検討したい

マッチング

経験を生かし66歳以降もまだ働きたい

- 3 雇用維持・人材育成等のための出向支援**

人手不足や新規分野開拓のため経験者を受け入れたい

マッチング

雇用過剰を調整したい他企業での就業経験により従業員のスキル向上を図りたい

- 4 セミナー事業(有料)**

- 新入社員研修・フォローアップ研修
- リーダーシップスキルアップセミナー
- マネジメントスキルアップセミナー
- ハラスメントセミナーなど



公益財団法人 産業雇用安定センター 山形事務所

〒990-0034 山形市東原町二丁目1番20号 山形ロイヤルセンチュリービル4階  
TEL 023-624-8404 FAX 023-624-8518 【ご利用時間】9:00~17:00(土・日・祝除く)

<https://www.sangyokoyo.or.jp/>

産業雇用

検索



**60年で加入企業110万社以上の実績!**

退職金は、国がサポートする **中退共制度** をご活用ください。

**安心**

確実な退職金支払  
安心の資産運用

**簡単**

外部積立型で管理が簡単  
退職金試算額もお知らせ

**有利**

掛金は全額非課税  
掛金の一部を国が助成



従業員の意欲向上につながります。

事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も、一定の要件を満たしていれば加入できます。

詳しくは▶ **中退共** 検索



(独)勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1  
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211